

# 選管事務 の教科書

第三次改訂版

一般社団法人 選挙制度実務研究会 編



## 監修にあたり

選挙は住民がその意思を政治に反映させるために代表者を選出する手続きであり、住民が政治に参加するしくみの根幹をなすものです。投じられた貴重な一票を政治への声として適正にカウントして、確実に市政・県政・国政等に届けるために、選挙に関する事務の管理執行は、当然、正確に瑕疵なく行われなければなりません。そのため、公職選挙法を始めとする関係法令において選挙事務の管理執行に関してさまざまな規定を設けています。

さらに近年では、投票環境の向上方策に係る公職選挙法の改正で選挙制度が多様化したこと、不在者投票や期日前投票の制度が一般に浸透し、利用者が増加し続けていることなどにより、選挙の管理事務はますます複雑になってきています。しかし、その一方で、地方自治体で職員の異動サイクルが短くなっていること、経費削減のために他部署との兼任とされることが増えていることなどから、選挙管理委員会事務局職員が選挙事務に熟達しづらくなっていることもあって、選挙事務におけるミスが多発し、重大な問題となっています。

本書は平成28年10月発行の第二次改訂版に以後の公職選挙法改正の内容等を反映させ、当研究会の監修により、加筆・補正した第三次改訂版としたものです。

選挙事務をミスなく適正に行うための基本的教科書とするため公職選挙法が定める選挙事務に関する規定の要点をコンパクトにまとめ、選挙事務の基本的な流れや特に注意すべき事項をわかりやすく整理したものです。初めて選挙事務を担当する皆様の入門書として、あるいは選挙事務経験者の確認のための資料として、本書を広くご活用いただき、正確で瑕疵のない選挙事務の管理執行にお役立ていただければ幸いです。

令和元年11月

一般社団法人 選挙制度実務研究会

---

## 第一章 選挙のしくみ

---

選挙制度	選挙の手続きなどは公職選挙法で定められています	10
選挙管理機関①	選挙に関する事務は選挙管理委員会が担います	12
選挙管理機関②	選挙管理委員会事務局が実務全般の運営に当たります	14
選挙の種類①	選挙にはさまざまな種類があります	16
選挙の種類②	特別な選挙もいくつかあります	18
選挙の種類③	「選挙を行うべき事由」は大きく6つに分かれます	20
選挙期日①	選挙期日の決定を機に諸手続きが始まります	22
選挙期日②	選挙を行うと決まったら選挙事務が本格スタートします	24

---

## 第二章 選挙人名簿

---

選挙権・被選挙権①	選挙権・被選挙権を得るにはさまざまな要件があります	28
選挙権・被選挙権②	消極的要件に該当する者には選挙権・被選挙権がありません	30
選挙人名簿①	選挙人名簿の調製は市町村選挙管理委員会が行います	32
選挙人名簿②	選挙人名簿は一定の場合に限り、閲覧を認めることができます	36
在外選挙人名簿①	在外選挙人名簿の登録者のみ在外投票ができます	39
在外選挙人名簿②	在外選挙人名簿の登録内容も確認できます	42

---

## 第三章 立候補

---

立候補の制限・禁止① 立候補にはさまざまな制限があります	46
立候補の制限・禁止② 連座制の適用により立候補できないことがあります	49
立候補の届出 立候補届出に必要な書類は選挙ごとに異なります	51

---

## 第四章 投票

---

投票の基本 投票は基本原則のもと投票所ごとに行われます	58
投票管理者 投票管理者は投票事務の最高責任者です	62
投票立会人 投票立会人には公益代表の役割があります	64
期日前投票と不在者投票 一定の事由に該当する場合のみ期日前投票・不在者投票ができます	66
期日前投票 期日前投票をするには宣誓書の提出が必要です	68
不在者投票① 不在者投票の制度は大きく6つの種類に分かれます	72
不在者投票② 不在者投票の種類ごとに手続きが異なります	74
在外投票 在外投票には3つの方法があります	78
電子投票 地方選挙に限り電子投票の導入が可能です	82
その他の投票 点字投票や仮投票などさまざまな種類があります	84

---

## 第五章 開票

---

開票の基本	開票管理者が開票事務の責任を負います	88
開票事務従事者	開票事務従事者にはさまざまな役割があります	90
開票の手順①	開票の前に注意すべきことがいくつかあります	92
開票の手順②	開票作業は計画的に効率よく進めなければなりません	94
開票の手順③	投票の効力は開票管理者が決定します	96

---

## 第六章 当選

---

選挙会	選挙長は選挙会を開催し当選人を決定します	100
当選人の決定①	当選人の決定にはいくつかの方法があります	104
当選人の決定②	重複立候補者の場合復活当選することもあります	106
当選人の決定③	更正決定や繰上補充などで当選人を決めることもあります	108
当選の無効	当選が決まった後に無効とされる場合があります	110
当選の効力①	議員または長の任期は公職の種類によって異なります	112
当選の効力②	当選・落選の決定に異議の申出ができます	114

## 第七章 選挙運動

選挙運動とは	間接的に投票依頼をしても選挙運動とみなされます	118
選挙運動できる期間①	立候補の届出後でなければ選挙運動はできません	120
選挙運動できる期間②	選挙が終わっても一定の行為は制限されます	122
選挙運動ができない人①	公務員等の選挙運動は制限・禁止されています	124
選挙運動ができない人②	教育者などの選挙運動も制限・禁止されています	126
禁止されている選挙運動	すべての人に禁止されている選挙運動があります	128
文書図画による選挙運動	文書図画による選挙運動は厳しく制限されています	130
文書図画の制限①	選挙運動用通常葉書には枚数、差し出し方法などに制限があります	132
文書図画の制限②	選挙運動用ビラの使用は一定の選挙に限られています	134
文書図画の制限③	インターネットを利用した選挙運動は電子メールを使用するものを除き基本的に自由です	137
文書図画の制限④	新聞広告には回数や寸法に制限があります	140
文書図画の制限⑤	選挙公報には寸法などに制限があります	142
文書図画の制限⑥	manifestoの頒布や看板の掲示などにも制限があります	144
文書図画の制限⑦	選挙運動用ポスターには掲示場所、枚数や寸法に制限があります	148
文書図画の制限⑧	個人演説会告知用ポスターにも規格などの制限があります	150
言論による選挙運動	言論による選挙運動にも制限を受けるものがあります	152
言論の制限①	演説会には同時開催の回数などに制限があります	154
言論の制限②	街頭演説や政見放送などにもさまざまな制限があります	156
その他の選挙運動①	選挙事務所には設置数などに制限があります	158
その他の選挙運動②	選挙運動用自動車・船舶には、車種、数などに制限があります	160
その他の選挙運動③	拡声機や特殊乗車券は一定の制限のもと使用できます	162

選挙公営 一部の選挙運動は公営で行われます	164
選挙運動費用① 出納責任者は選挙後に選挙運動費用の収支を報告する義務があります	166
選挙運動費用② 選挙運動に使える経費には制限があります	168
選挙運動費用③ 提供できる弁当には金額や個数に制限があります	170
選挙運動費用④ 選挙運動員らへの実費弁償にも金額などに制限があります	172
選挙運動費用⑤ 労務者らへの報酬は金額や人数に制限があります	174

---

**資料** 選挙管理事務チェックリスト……………176

---

索引	184
----	-----

**凡例**

- 法令名については、以下の略称を用いています。  
 法……………公職選挙法      令……………公職選挙法施行令  
 則……………公職選挙法施行規則
- なお、法令の引用については、次のように表記しています。  
 例 公職選挙法第143条第1項第3号 → [法143条①Ⅲ]
- 「市町村」とは、特に記述がない場合は特別区の東京 23 区を含みます。



# 第一章

---

選挙  
の  
しくみ

# 選挙の手続きなどは 公職選挙法で定められています

## 選挙の手続きをまとめた法律が公職選挙法です

選挙とは、選挙権をもつ人たちが自分たちの代表者を選ぶ行為です。選挙では、すべての人が自分の意思を明らかにすることができます。そして、選挙の結果はそれらの意思表示を一定の方法で計算して決められます。

今日、わが国では、全国規模の選挙から市町村レベルの選挙まで、毎年なんらかの選挙が行われています。その手続きに関する法律が昭和25年に制定された**公職選挙法**であり、その執行に必要な細則や規定をまとめたものが**公職選挙法施行令**、運用に関する詳細な手順を定めたものが**公職選挙法施行規則**です。

公職選挙法は、国会議員、地方公共団体（都道府県・市町村）の議会の議員や長の選挙に適用され〔法2条〕、1年間に行われる選挙の件数は、4年ごとに行われる統一地方選挙の年で約1,500件、その他の年は約700件といわれています。

## 選挙には6つの基本原則があります

選挙が公正に行われ、人々の意思が正しく政治に反映されるためには、選挙のしくみがしっかりしていなければなりません。そこで、憲法および公職選挙法には、選挙制度に関する6つの基本原則（普通選挙、平等選挙、秘密投票、選挙の公正、国民代表、直接選挙）が定められています。

## ●普通選挙

普通選挙とは、財産や納税額、性別などによって選挙権に差別を設けない制度をいいます。わが国では、昭和20年以降、他の民主主義諸国と同じように、男女平等の普通選挙が行われています。

## ●平等選挙

平等選挙とは、一人ひとりの選挙権の内容を平等にすることをいい、一人一票制度ともいわれます。憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、(中略) 政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、平等選挙を保障しています。

## ●秘密投票

憲法第15条は「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない」と規定して、投票の秘密を保障しています。公職選挙法でも投票の秘密侵害罪の規定を設けています。[法227条]

## ●選挙の公正

公職選挙法は、その第1条で選挙の公正の確保を目的に掲げ、それを達成するためのさまざまな規定を設けています。主なものとしては、選挙管理委員会の設置、投票立会人など立会人制度の導入、選挙運動費用の規制、選挙争訟制度、罰則の設置などです。

## ●国民代表

選挙で選ばれた人は、その選挙区の代表者であるだけでなく、全国民の代表でもあります。したがって、選挙区の利害を代表するのではなく、国民に代わって、国民全体のために公務を行うこととなります。

## ●直接選挙

一般の選挙人(選挙権のある人)が自分たちの代表者を直接選ぶ選挙を、直接選挙といいます。憲法第93条は「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定め、直接選挙の原則を明確に規定しています。

# 選挙に関する事務は 選挙管理委員会が担います

## 選挙に関する全ての事務を担う選挙管理委員会

選挙を公正かつ適正に行うためには、市町村長や都道府県知事から独立した、選挙に関する事務を一括して担う公的機関が必要になります。それが行政委員会の1つとして設けられる**選挙管理委員会**です。

選挙に関する事務を管理する常設の機関には、**中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会、特別区選挙管理委員会、指定都市の区選挙管理委員会**があり、選挙の種類に応じて、それぞれの選挙に関する事務を管理します。〔法5条〕

中央選挙管理会は、国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命する5人の委員で組織される合議制の機関です。総務省の附属機関として設置されており、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務を管理することになっています。〔法5条の2〕

参議院合同選挙区選挙管理委員会は、2の都道府県の区域により構成される参議院選挙区選挙の選挙区（合同選挙区）にのみ設置され、合同選挙区を構成する2の都道府県選挙管理委員会の委員8人で組織される合議制の機関です。参議院合同選挙区選挙に関する事務を管理します。〔法5条の6〕

## 地方公共団体の選挙管理委員会の委員は4人

都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、都道府県及び市町村の議会によって選ばれる**4人の委員で組織される合議制の機関**です。〔地方自治法181条〕同じ政党・政治団体に所属する人は2人が同時に委員になることはできません。また、欠員が生じた場合に備えて補充員を4人選んでおかなければなりません。欠員が生じたら、委員長が補充員の中から補欠します。〔地方自治法182条〕

選挙管理委員会の会議は、3人以上の委員の出席によって開かれ、議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は委員長が決定します。委員長と委員は、自分や親族と直接的な利害関係のある案件については、原則としてその議事に参与することはできません。〔地方自治法189条・190条〕

## 都道府県と市町村の選挙管理委員会とは職務が異なります

都道府県選挙管理委員会は、衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県議会議員選挙と知事選挙に関する事務を管理します。担当する選挙事務については、市町村選挙管理委員会の事務運営などに関して、適切な助言や勧告をすることができます。〔地方自治法245条の5〕

市町村選挙管理委員会は、市町村議会議員および市町村長の選挙に関する事務を管理します。指定都市の区選挙管理委員会は、指定都市の議会議員および長の選挙に関する事務を管理します。特別区選挙管理委員会は、特別区（東京都の区）議会議員および長の選挙に関する事務を管理します。また、市町村、指定都市の区、特別区の選挙管理委員会は、全ての選挙（市町村の選挙のみならず、国会議員選挙や都道府県の選挙なども）について投票事務を行うほか、選挙人名簿や在外選挙人名簿の登録管理事務なども担当します。

### 選挙管理機関の種類

選挙の種類	選挙管理機関		
	中心となる機関	委員数・任期	関係機関
衆議院比例代表選挙 参議院比例代表選挙 衆議院小選挙区選挙	中央選挙管理会	5人・3年	都道府県、市町村 選挙管理委員会
*1参議院選挙区選挙 都道府県議会議員選挙 都道府県知事選挙	都道府県 選挙管理委員会	4人・4年	市町村 選挙管理委員会
市町村議会議員選挙 市町村長選挙	市町村 選挙管理委員会	4人・4年	—
特別区議会議員選挙 特別区長選挙	特別区 選挙管理委員会	4人・4年	—
*2指定都市議会議員選挙 *2指定都市市長選挙	指定都市 選挙管理委員会	4人・4年	指定都市の区 選挙管理委員会

\*1 参議院選挙区選挙のうちの合同選挙区については、参議院合同選挙区選挙管理委員会が中心となる機関となります。

\*2 指定都市議会議員選挙と指定都市市長選挙に限り、指定都市の選挙管理委員会が事務を管理します。指定都市の区選挙管理委員会は、指定都市の選挙のほか、全ての選挙について投票票などの事務を担当します。